

下呂市監査告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和5年度定期監査の監査結果に基づき講じた措置について、下呂市長から通知がありましたので、公表します。

令和6年5月7日

下呂市監査委員 都竹基己

下呂市監査委員 今井能和

令和5年度 定期監査結果（2月実施分）指摘事項等に伴う措置状況

指摘事項（1）小口融資事業の事務手続について

担当課：商工課

市内の中小企業者の経営安定を図るため、下呂市小口融資条例（以下「条例」という。）により「下呂市小規模企業融資」を定めて融資事業を実施している。

また、条例の施行に関しては、下呂市小口融資条例施行規則（以下「施行規則」という。）を定めて事務手続が実施されている。

今回の監査において、事務手続が条例及び施行規則に基づき実施されているか確認を行ったところ、融資の申込み及び事務手続に関する次の3点について疑義が生じた。

1点目は、施行規則第2条第3号において「市は、予め岐阜県信用保証協会に市町村小口融資保証信用調書兼照会票及び決算書を送付するものとする」となっているが、決算書が送付されていなかったことである。

2点目は、施行規則第2条第5号において、「市は、前号の回答に基づき、審査委員会等にて審査の上、融資のあっせんを決定したときは、前号の添付書類に次の書類を添えて指定金融機関に融資を依頼するものとする」となっているが、ここで規定されている3つの必要書類のうち「完成された信用保証委託契約書1通」が添付されていなかったことである。

3点目は、同じく施行規則第2条第5号の中で「審査委員会等にて審査の上、融資のあっせんを決定」となっているが、融資を迅速に実施する必要があることから、委員長（副市長）の決裁を受けて融資のあっせんを決定し、審査委員会には事後報告していたことである。

以上のことから、小口融資事業においては、施行規則の見直しも視野に検討し、施行規則と現行の実務に齟齬が生じないよう適正に事務処理をされたい。

措 置 状 況

（措置済、**改善中**、未措置）

小口融資事業の事務手続にあつては、市内の中小企業者の経営安定を図るため、資金繰りの円滑化と迅速化に努めて事務処理を行っております。審査委員と協議のうえ、現行の実務に応じた適正な事務処理となるよう下呂市小口融資条例施行規則等の見直しを検討します。

指摘事項（2）土地及び建物の賃貸借契約における契約期間の記述について

担当課：財務課

市が土地及び建物の賃貸借契約を単年で締結して、契約満了時に同条件により引き続き賃借する場合は、契約書中の「契約満了の場合、貸主・借主いずれかが別段の意志表示をしないときは、この契約を1年間更新するものとする。以後も同様とする。」とのただし書きにより契約を継続している。なお、同条件により引き続き借用を承諾していただけるかは書面で確認している。

例月現金出納検査において、借地料の支払いについて確認したところ、土地建物賃貸借契約書中の「契約満了の場合、貸主・借主いずれかが別段の意志表示をしないときは、この契約を1年間更新するものとする。」とのただし書きにより複数年更新が行われた事例が見受けられ

た。このため、今回の定期監査において、1年間で更新が見込まれる土地建物賃貸借契約書の更新方法について、確認を行った。

その結果、土地建物賃貸借契約は、各担当課で事務処理を行っており、契約書中の更新時に係るただし書きが同一でないことが判明した。当該ただし書きを含め、事務処理方法を統一、周知徹底し、適正に事務処理をされたい。

措置状況

(措置済、**改善中**、未措置)

借受契約の多くは町村合併以前からの契約が多く存在し、また、それぞれの諸事情により契約期間が設定されているのが現状です。

このようなことから、平成19年に「借地契約の締結について(参考)」として、借地契約に係る事務処理方法の参考を職員周知していますが、契約期間の定め方等を含めた土地・建物の賃貸借契約の事務処理方法について再度周知徹底を図ります。

指摘事項(3) 有害鳥獣捕獲報償金の支払事務について

担当課：農務課

市は、有害鳥獣による農林産物及び人畜等への被害防止を図るため、有害鳥獣の捕獲等を行う者に対し、下呂市有害鳥獣捕獲報償金交付要綱(以下「交付要綱」という。)を定めて捕獲報償金を交付している。今回の定期監査において、捕獲報償金の支払事務について確認を行ったところ次の2点について疑義が生じた。

1点目は、交付要綱第4条において、「捕獲報償金の交付を受けようとする者は、有害鳥獣捕獲届出書(別記様式)により許可期間終了後速やかに別表に掲げる捕獲確認物を添えて市に届け出なければならない。」とされているが、有害鳥獣捕獲届出書について交付要綱に定められた様式が使用されていなかったことである。また、イノシシ、ニホンジカについては同届出書の提出自体されていなかった。

2点目は、交付要綱第5条において「市は、前条の届出に基づき捕獲者ごとの捕獲報償金を算定し、捕獲者に交付する。」とされているが、許可期間終了後でなく、毎月交付されていたことである。

以上のことから、捕獲報償金の支払いにおいては、交付要綱の見直しも視野に検討し、交付要綱と現行の実務に齟齬が生じないよう適正に事務処理をされたい。

なお、このことに付随して、下呂市有害鳥獣捕獲実施要綱(以下「実施要綱」という。)第5条において、「銃器を使用する場合にあっては、(中略)狩猟事故共済又は狩猟者保険に加入している者であること。」が条件となっている。様式第3号(第6条関係)には、保険の有無の欄があるが、現在使用している様式には、当該欄がなく確認が取られていない。実施要綱に基づき適正に事務処理をし、保険証の写しの添付を求めるなどの処置を図られたい。

措置状況

(**措置済**、改善中、未措置)

1点目について、交付要綱に定める様式を現在使用している様式を改正中です。(令和6年3月27日法令審査委員会審査)

また、イノシシ、ニホンジカについては、届出書の提出を徹底します。

2点目について、報奨金を毎月交付できるよう交付要綱の改正中です。(令和6年3月27日法令審査委員会審査)

3点目について、保険証の写しの添付を求めます。

指摘事項(4) 預り金会計について

担当課：総務課、預り金会計取扱担当課

市で取り扱う預り金会計については、過去に不適正な経理事務が発生したため、平成24年6月に82会計について特別監査を行った。この監査結果を受けて、平成25年10月22日付けで総務部長から通知が出され、適正な事務処理として以下のように示されている。

- ◎ 団体の管理を原則とする
- ◎ やむを得ず預かる場合においても次の点を確実に行うこと
 - ・ 通帳と印鑑の保管担当者を分ける
 - ・ 収入、支出の際は調書を作成し決裁を得ること
 - ・ 担当者による立替払いなどは行わないこと
 - ・ 現金取り扱いは極力避け、口座振込等により行うこと
 - ・ 管理職が定期的(月例もしくは四半期ごと)に出納状況の点検を行うこと
 - ・ 団体の監査を必ず受けること(最低でも年1回、可能ならば半期に一度)

この通知に基づき適正に事務処理がされているか、今回の定期監査で対象部局の預り金会計について確認をしたところ、担当者による立替払いを行っていた会計、管理職が定期的(月例もしくは四半期ごと)に出納状況の点検を行っていない会計等、通知に基づかない処理を行っている会計が見受けられた。

立替払いは、聞き取りによるとやむを得ない場合もあることから、立替払いが認められる事例等を精査し、預り金会計の取扱いについて再度通知されたい。また、すべての預り金会計において、再度通知される内容を確認した上で、公金と同様の認識を持って会計処理にあたられたい。

措置状況

(措置済、改善中、未措置)

令和3年3月に作成した公金等取扱マニュアルにおいて、準公金(各種団体会計等)取扱基準を規定し、職員に対して適正な公金等の取扱いを周知しているところですが、下呂温泉合掌村の不正支出事件を教訓として風化することがないよう、改めて周知し徹底を図ることとします。

監査意見(1) 緊急消防援助隊出動時における資金前渡金について

担当課：消防総務課、会計課

令和6年能登半島地震の発生を受けて、下呂市消防本部へも緊急消防援助隊の出動要請があり、1月1日より派遣を行った。緊急消防援助隊の出動に当たっては、現地での車両の燃料費の支払い、現地での活動に必要な物品の購入等に現金が必要となることから、今回は消防長の

立替により必要な資金を各隊に交付して対応されていた。

緊急消防援助隊の出動には緊急を要すること、災害発生が閉庁日であると市の業務が停止しており公費による対応が困難となることから、公費を事前に支出し、消防本部において現金保管して有事に備えておく等、他市町村の事例も参考に職員の負担を軽減し、安心して隊員派遣できる体制を構築されたい。

措 置 状 況

(措置済、**改善中**、未措置)

緊急消防援助隊は、災害発災後1時間以内に出動することが求められること及び災害発災の予測は極めて困難であることを踏まえ、いただいた意見のとおり、派遣先の援助活動に必要な経費を資金前渡の方法により支出し、現金保管することが有効な手段であると考えます。

可能な限り早い段階で、速やかに対応できる体制とするため、具体的事項の調整等、改善に向けた取り組みを進めます。